

# 騒音防止対策 (拡声器騒音の規制)

商業宣伝用の拡声機騒音については、福島県生活環境の保全等に関する条例において規制を行っています。

商業宣伝用に拡声機を使用する者は、下表の拡声機使用基準を遵守しなければなりません。違反している場合、知事（騒音規制法に基づく規制地域を有する市町村にあっては当該市町村長）は、当該違反行為の停止を命ずることができます。

## 拡声器の使用基準

項目	移動放送 (車両搭載)	移動放送以外 (街頭等)	航空機からの放送
騒音のレベル等	音源直下の地点から10mの距離で、地上1.2mの高さで測定した測定値の最大値が70デシベルを超えないこと。	音源直下の地点から10mの距離で、地上1.2mの高さで測定した測定値の最大値が70デシベルを超えないこと。	地上1.2mの高さで測定した拡声機からの音量の測定値の最大から3個のピーク値の算術平均値が70デシベルを超えないこと。
使用可能時間	7:00～19:00	7:00～19:00	平日は9:00～17:00 休日は10:00～17:00
使用場所等	幅員5m以上の道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅員5m以上の道路</li> <li>・拡声機中心線の延長と地表との交点は、拡声機直下から10m以内</li> <li>・拡声機の設置高さは地上10m未満</li> </ul>	—
放送時間等	1地点における1回の連続放送時間は、10分を超えないこと。	1回の連続使用時間は、1時間を超えないものとし、かつ、使用時間1時間につき15分以上の休止時間を置くこと。	同一地域の上空における巡回は、2回以内とすること。
放送禁止場所	学校、病院等の施設の敷地の周囲80m以内の地域	学校、病院等の施設の敷地の周囲80m以内の地域	—